

経済建設委員会会議録

平成21年11月9日(月)

(開会)10:00

(閉会)12:18

案 件

認定第15号 平成20年度 飯塚市水道事業会計決算の認定

認定第16号 平成20年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定

認定第17号 平成20年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定

請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願

(飯塚本町火災跡地の再開発について)

オートレースの運営について

産業振興について

建設行政について

【報告事項】

工事請負契約について(新規契約4件)

【上下水道局総務課】

工事請負契約について

【契 約 課】

行財政改革の取り組みについて

【行財政改革推進室】

災害義援金等について

【会 計 課】

委員長

ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。この際、委員会運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております認定議案3件の審査につきましては、はじめに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論採決については保留し、最後に、認定議案ごとに行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですからそのように運営させていただきます。

それでは、「認定第15号 平成20年度飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第17号 平成20年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」までの3件を一括議題といたします。

監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

無いようですので監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

認定第15号 平成20年度飯塚市水道事業会計決算の認定に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

人見委員

認定に当たっての資料の1ページ、剰余金の分が最初に出ております。実際の20年度のこの剰余金の数字、純利益が11,252,340円となっておりますが、合併の当初、それから、合併を目指す中でこの水道料金のあり方についてですね、かなり議論というか苦心してきたことを覚えておるんです。いつの時点で料金の値上げに踏み切らざるを得ないか、そんな話ばかりが実は調整期間、そして実際の合併になって以後1年2年と続いてきたんですね。

20年度のこの決算において、いわば黒の剰余金が出てくるまでのその結果がですね、私にとっては驚嘆に値するというか、要は、私たち議員にとってもですね、ごみの袋の値上げ等々の値上げラッシュ、一方ではサービスの打ち切りに近い行財政改革の中でですね、この水道料金がかぶさってきたときにはいよいよこれ対応が厳しくなるぞという思いを毎年毎年もってきたんです。そういうふうな中でございますので、改めてこの要因をどのように考えておられるか。その点、答弁願えますか。

上下水道部次長

平成18年度に合併しました当時につきましては、約125,000,000程度の赤字が出りました。19年度につきましてはそれが圧縮して3千万円、本年度20年度については1千万円の黒字となっています。19年度から各課分室につきましては引き上げまして、人件費等人間を減らしまして、それから、浄水場関係の施設の一括民営化を19年度に行っております。20年度には上水道課ですが、建設課と管理課を統合いたしまして一課にして人件費を減らしています。当初、90数名おりましたものが現在60名ほどになっています。おもに人件費が減ったのが原因だとは考えております。

人見委員

思い切った人員削減が功を奏したと、水道事業については明確に出てるというお話でございますが、あえて聞けば、今後についてはどのように見通しを立てておられるのか、もう一応、一区切りついて人件費もこのあたりなのか、そしてコストの今後の状況等を勘案したときにはどうなるのかとか、もろもろ要因はあろうかと思いますが、概要、どのように見通しを立てておられるのかお聞かせください。

上下水道部次長

今後の計画でございますけども、現在、水道料金につきましては減少しております。19年から20年にかけても約4千万の収入減になっておりますし、今回、21年度も12月で補正の段階で見込んでいますが、やっぱり1年で2千万円ほど減ってきております。ただその分につきましては、今後まだもう少し委託等を考えて人件費等を削減いたしましてですねもう少しその辺の収支は改善していきたいと考えています。

人見委員

この資料の中にもですね、そうした総配水量だとかという数字の上でもですね、若干減少の数値になっておるんですね。で、そうした見通しと合わせてですね、先ほど触れられておられました、まだ民間への委託の部分があるのではないかなというような話がございまして、具体的にはどのような部門があるのか、考えておられるのか、宜しければお伝え願います。

水道事業管理者

今、次長が答弁いたしました、私が総括的にのべさせていただきます。水道事業は確かに今委員質問されましたように、年々、年間大体1.5%ぐらいの水離れと言いますか上水道離れが実際に起こっております。ここ2、3年は甚だしくて水道事業会計にも収益の方に十分影響が出てきています。私どもは水道水を使用させていただくように、今からお子様お母さん方父兄にも宣伝をしていくような、水道水が安全でおいしい水だということを強調していく中で教育委員会とも協力していただきまして各学校に毎年、今年ですけれども4学校に行きました。そしてその水の安全なりを宣伝いたしましてですね、より多くお子様なんかには宣言をしております。というのは教育委員会の方で今学校路開放日がございまして、年間2回、その中で今年4校に学校訪問いたしまして、職員が学校のその時間をいただきまして実験をするなり、そうした形の中で水の安定性、おいしさを強調する中で、水に親しみをいただいております。中にはペットボトルなんかを最近よく使われておられるわけでございますけども、このペットボトルなんかは水質項目なんか18項目なんですよ、これ農林省関係ですので、食品関係は。水道水はどこもそうなんですけども、日本の水道

水は50項目の水質実験をしております。その検査を合格したものが水道水として供給されておる、そういうようなものを強調しながら水離れを防いでいるというような形の中でっております。1リッター当たりの水の料金はペットボトルは大体100円以上するものですが、飯塚の水道水は1トンで、その約千倍が145円、大体700本分が安くなるということでも、値段の方からでも強調しておるような状況でございます。そういった形の中で水離れを防いでいるということです。1つは今次長が申しましたように水道事業会計の中で、私は一番そのサービスの向上というものは、やはりこれ料金が一番安い方がサービスの向上になるんじゃないかというようなとらえ方をする中で、一番そのサービスは高くと。委員言われましたように合併の当時はサービスは高いほうに、料金は安いほうにということを決められておりましたけども、それを強調するならば、やはり料金を抑えるということの中で人件費をどれだけ削減できるかということの中で今は検討しております。恐らく、ことしの12月の議会の中にはこれを提案したいということで今考えておりますのでそこらあたりの中ではまだ更に、今59名の職員がおりますけどもこれを50名近くの職員で営業できるんじゃないかと。もちろんこれは民営化にもしていかないといけないというような考え方の中で努力をしていきたいということで1年でも長く料金の改定をしないような方向で考えておる次第でございます。そこあたりは収益をふやしながら、また、経費を削減をしていくという形の中では、歳出を削減していくという形の中では今後とも努力して行きたいと考えておりますのでご理解を願いたいというふうに思っています。

人見委員

およそ現状等々がわかるような話ではあるんですね。それで一面、どうもやっぱり命の水と言われるように、水は軽々しく扱われては困るわけですし、民間委託も確かに損益収益の中でですね、市民負担の軽減にとってはですね、大事な点だとは思いますが、ややもすると民間委託が管理不行き届きだとか管理監督のですね、ある意味では怠慢な行政に陥らない、このリスク管理が大事なんだろうと思えます。そういう観点での水道管理者や当局のですね、考え方、そして先の見通しに立っての取り組む姿勢等々をどのように考えておられるのか、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。60名からさらに削減をされるということですから、一面いいことではありつつもやっぱり大事な水ですので、そこに何かの安全性が崩される、崩壊されるような事態は、絶対にそういう事態を招かないようにという思いで聞いておりますが、いかがでしょうか。

水道事業管理者

確かに質問者言われましたように我々はやはり安全を一番大事にしております。そこで今言われるように委託はしたわ、管理は不行き届きと、そういう事態を招かないような形でやるにはどういうことかということ、水の安定性ということになると、やはり水質の管理これが一番大事だろうと思えます。その分野の中では、やはりうちの水質実験は筑豊では飯塚市だけでございます。福岡県で水質実験室を持っておるのが北九州、福岡、大牟田、久留米5番目に飯塚市でございます。筑豊では今言いましたように飯塚市だけが水質実験室を持っております。そこで安定性を考えるならば、やはりそのあたりの水質実験、これ実験室を持っていますのは、今言いましたように飯塚市だけでございますのでこのあたりは委託はしないと。分野によっては、例えば高度な水質の実験をせないかないところでございますが、この分野については例えばダイオキシンとかそういうものについての実験は高度になりますので、これは民間委託に、国の基準が定められた民間委託業者に委託をいたしますけども、これ以外については我々の職員の中でやっていこう。これが日常の、今言われましたように日常給水するための水質の管理、このあたりはやはりわれわれが直営で実際やっていきたい、このように感じておる次第でございます。また、私は基本的には委託をやるというのは住民に直接関係のある業務と申しますか、そういうもの以外のところ、間接的なところ、関係ない業務そういう委託を考えてこれからは

進んでいかなければいけないように感じておる次第でございます。

人見委員

若干矛盾をするような、この水をめぐる話もあるのかなという気はするんです。といいますのはね、例えば旧筑穂町内住のあの産廃の問題をめぐる話の中でもですね、将来にわたって地下水の心配は取り除かれない、ある意味ではそこが一番のネックだといいつつですね、仮に、じゃあ簡易水道でもきちんと安心安全がね、確保できるまでの間というか、将来にわたって不安定な状況に置かれてしまってるわけですから、例えば思い切って簡易水道なり、せめて上水道の布設が困難であるならば、何かそれにかかるやっぱり行政システムサービスを提供することによって安心して日々の暮らしが営まれるという環境を本当は求めるし、行政としてもそこに与えていく必要があるのではないかと思いつつも、このあたりの話になると、ややもすると一向に聞こえてこないし、行政からも住民側からも聞こえてこない。要するに産廃の、まず土壌の撤去だとかという話は、当然もう願いとして随分とわかるんですけども、ただ一面、ちらちらともらい水をしていたりだとかいう話を聞くと、どうしてそういう方向に話しがいかないのかなと。要するに命の水といいながら、その命の水の地下水の代替を図る、安全で安心なですね、そういう水の供給を求めようとしないうとしないこの現状が、一方ではある。今私が聞いたのも命の水だから民間に委託するのはいいけれど、ややもすると薬品は扱い、もろもろたくさん、やっぱり危険の隣り合わせにあるんだということからすると、やみくもに民間でいいかということにもなるし、よほどのやっぱり危機管理を十二分過ぎるほどにやっぱり図っておかないと市民に対する安全供給はできないのではないかとこのように思うんです。そこで簡易水道のあり方についてですね、これ資料の4ページ、これ穂波のあの地域のあの簡易水道の状況、これ資料として示しておられるわけですよ。あらためて費用の概算、概数わかりますか、今急に聞いて。どれぐらいの費用対効果があるのか、これが例えば内住の地域で簡易水道の施設を仮に事業として行おうとするならばどれほどの費用対効果が認められるのかというか、見通されるのか、そんなことなんか出てくるのかなと思ったり、素人ながら思うもんでどれほどに費用対効果が上がっておるのか。

上下水道部次長

旧穂波町の簡易水道につきまして、費用対効果がどのぐらいあるかということでございますけども先ほど言われました資料の中で1立法あたりの供給単価が約213円。下の方、収益的収入という欄の1立方あたりの供給単価、20年度は199円75銭です。これに対しましてその一番下、収益的支出の中で1立方当たりの給水原価というのは1,374円4銭でございます。費用対効果というのは今言いますように水を作るのに1,374円かかるものに対しまして料金としていただいているのは約200円、費用対効果、費用のほうが大きいということで赤字の状態でございます。簡易水道につきましてはですね、全国的に見ましても、黒字のところはまず余りないんじゃないかということで考えております。

人見委員

この地域の簡易水なり、そうした安全の水の供給のですね、そのあり方については今後どうかで、また産廃の内住の地域はですね、やりたいとは思いますが、いずれのみち、なにがしかのやっぱり手だてというのは必要になるのかなという個人的にはそんな思いもいたしておるわけですね。現実にごうした中で199円と1,374円ですからね、とても合うような話ではないんですね。だけど、あえて言えば、これが地域の安全、命の水という観点からするとね、どうしても越えなきゃいけない行政の課題でもあるのかなと思ったりもしますので、いずれしっかりとまた研鑽してですね議論をできるようにしておきたいとこのように思いますので、きょうはこのあたりで終わりたいと思います。ありがとうございました。

江口委員

今の質疑ちょっと関連するんですが、安心した水を提供する中で今飯塚市の直営というか、

先ほど水質検査室を持っているというお話ございました。そしてまたいろんな方々がおられると思うんですが、そういった方々の持っている資格ですね、例えば、これこれこういった分を持っているんだよというのがわかりましたらお教えいただけますか。

上水道課長

詳細は分かっておりません。

江口委員

それではですね、委託に出す場合、今、上水道の運転管理委託を出しています。先ほど、住民の方に直接関係ないところから委託したいと言われたんですけど、その言葉は果たしてどうなのかなと思うのは、上水道の管理運営を委託をしていて住民の方々に関係のないところというのではないんだろうと思っています。非常に大切なところを委託をしているわけです。そこに関しては幾つかの資格を持っていないてはならないという話が出ていました。電気技術士であるとかそれとか水道技術管理者であるとか上水道の資格であるとかありますがそれぞれの中で、これについては職員の中で持っているというのがわかっているものがあればお答えいただきたいんですがどうでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:23

再開 10:24

委員会を再開いたします。

上水道課長

水道技術管理者と電気技術管理者を職員が持っております。

江口委員

わかりました。そうすると委託に出しているところに課している資格の中で市の方が持っていないものもあるんですね、たしか ISO 9000 と 14000 を持っていることが資格要件ですね。対して市のほうは当然いまのところ持っておりません、そういうこともあるんだと思っています。水質管理室の職員の方はこういった体制になっておられるのか。正規の職員でやっておられるのか、それともそうではないのかお聞かせください。

上水道課長

正規の職員が1名と嘱託職員が2名、臨時職員が1名でやっております。

江口委員

そこにおられる方々は何か資格というのは持っておられるのでしょうか。

上水道課長

職員はそういう水質に関係ある学校出ておりますけど、資格まで確認しておりません。

江口委員

やっぱり、その安全というとき職員をしっかり育てることが大切だと思うんです。それについて何らかの研修なりなんなりで年時的にこういった資格を取っていかうとかそういった部分に関しては何らかの考えを持っておられるかどうか最後にその点だけ確認させてください。

上水道課長

各種研修に行っております、浄水場の水質関係の組織がありまして、北九州の方で研修したりですね、技術講習会というのがあっておりますのでそういう場に参加させています。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に「認定第16号 平成20年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対

する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に「認定第17号 平成20年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決に移ります。討論、採決はそれぞれの会計ごとに行います。

「認定第15号 平成20年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第15号 平成20年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成20年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第16号 平成20年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に「認定第17号 平成20年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第17号 平成20年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:28

再開 10:34

委員会を再開いたします。

次に、「高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願（飯塚本町火災跡地の再開発について）」を議題といたします。おはかりいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として岡部透議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、紹介議員に出席を求め説明を受けることに決定しました。それでは本請願について紹介議員の説明を求めます。

紹介議員 岡部 透

おはようございます。経済建設委員の皆さんには本請願の趣旨について説明をさせていただく機会を設けていただきまして有難うございます。今回の請願書には、私を含めて10名の議員さんに署名をいただいておりますが、代表して私が説明をさせていただきます。お手元にこの請願文書をお持ちになってると思うんですけど、持ってますかね。内容につきましてはどうですか、読み上げるのも何なんですかね、省かしていただきまして私なりに若干補足説明をさ

せていただきたいと思っておりますけどよろしいですか - それではさせていただきます。問題の本町火災跡地は、もう皆さん御承知かと思っておりますけど旧飯塚市の中でも早くから商業の中心地として開けたところでありまして、商都飯塚の顔として活発な商店街活動が行われていたところがございます。しかしながら、早くから、開けたところというのは、この構造物というのがほとんど老朽化した建物でもあり、また密集地でもあるということで防災上にも問題がありまして消防車等も入れないという最重要危険区域というふうに当局の方から指定をされていた場所でございます。昨年の4月21日にこの場所で大火災が発生をしたわけでございますが、今回請願を出されました被災者の方も直ちに会を結成をして再建の準備に取り掛かれた。しかしながら現行の法律でいきますと例えば道路等についても大幅なセットバックをしなければ建物を建てることはできない等々いろんな法律的な制約がございます、とても民間の被災者だけで再建をするということが非常に困難な、大きな障害が幾つもございます。しかしながら、あの場所につきましては、例えばコスモスコモンあるいは嘉穂劇場といった文化的な施設、また近くにはバスセンター、銀行、郵便局そういったものもある。また、何よりも傘もささずに歩いてショッピングができるというアーケード街に面しておりました。お医者さんも歯医者さんも十分過ぎるほど整っております。いわゆるインフラの完全に整備された地域でございます。このような場所が被災後ベニヤで囲まれたまま放置をされています今の現状を考えますと商店街の活性化を目指します本市商業にとりましても決してこれは見過ごせる状況ではないというふうに考えております。今回出されました請願では高齢者住宅の建設を中心商店街の活性化プランの中に取り込んでいただきたいと、そしてその場所を現在の火災跡地で企画調査いただきたいというお願いでございます。手持ちの資料によりますと本市の65歳以上の高齢者人口は今日133,000に対して32,400を超えております。また、本市市営住宅の65歳以上の高齢者がいる所帯というのが全体の37%に達しております。それに比べて市営住宅の中でも、高齢者専用住宅というのは100戸にも満たないような、今日の現状がございます。今、こういった高齢者がどんどんふえている状況の中で交通弱者の皆さんの足になっている西鉄バスもこの不採算路線をどんどんカットしていった撤退をします。それに伴ってコミュニティーバスというのが導入をされましたけど、これも十分にカバーしきれない状況とはなっておりません。私も団塊の世代の一人でございますが、これからますます増加の一途をたどるこの高齢者の皆さんにこれだけインフラの整備が調った街中にぜひ定住をしていただきたい、これが本請願の趣旨でございます。どうか十分に御検討いただけますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

人見委員

まずですね、この請願の最後のなお書きのところ、本提案は現地地権者の皆様、また被災者の会の皆様、地域諸団体の皆様の賛意もとになされていることをつけ加えさせていただきますと、このような言葉がここに記されております。今後、行政の方で請願の趣旨にのっとり調査し、実際に実現の方向性を見出すときにまさに地権者や被災者の会の方々の協力というか全面的な協力というのが可能なのかどうかというのが1点と。それとこの被災地だけの、要するに中心市街地のありようにこの会またこの会に賛意を表しておる諸団体の方々、要するに市民の立場で被災地の再開発だけを考えておられるのか、全体中心市街地の中におけるこの被災地のありようというものをきちんとある意味では全体の中で位置づけていられておられるのか、そんな描き方というかそういう作業というのが日々繰り返してどこかで練られて行政に要望等を重ねてこられたのか、こられているのか、そのあたり2点よろしかったら教えてください

紹介議員 岡部 透

まず1点目のですね、この賛同団体の協力体制について今後もきちっと理解して動いていか

れるのかということについては、当然、被災者の会の方としても御理解をいただいて署名捺印をいただいておりますので間違いなく協力していただけるというふうに私は理解をしております。それから2点目の問題につきましては、今、人見さんに言われましたように確かに旧市街全体が空洞化をしていく状況下の中でここだけでいいのかという問題があるかと思えます。これにつきましてはですね、確かにお向かいの大丸の跡地の問題にしても、それから撤退表明した井筒屋の問題にしてもいろいろとまちの中に残っておりますが、まずはどこから手をつけるかということの中でこの被災者の会の方が当該地域の中で先に手をあげられたと、今飯塚市の方は、市街地プランをつくっておりますので、まずこれをのせて動き出して、当然、今人見議員さんが言われるように狭義的な世界だけでなく、まち全体を市街地再開発事業というふうな形で考えたときには全体を見直さなきゃいけない時期に来ておりますので、当然ここが手を挙げ、飯塚市が企画調査に乗り出すということになれば、また、地域の皆さんもですね何とか活性化に向けて取り組むんじゃないかなというふうに考えております。

人見委員

質問になるかどうかわかりませんが、いわばこの地域は火災危険地域として一等厳しいという判断評価がなされている地域ですよ。ここに65歳以上の高齢者の定住するそういう高層アパートを建てるということになると、現実にも、この地域が現に、この火災危険地域であり続けるとするならばそういうところに果たして という一面危惧もあるわけです。したがって全体的にこの火災危険地域の指定というか評価が下がる全体構想というものもある意味ではなければ安心して進むことができないのではないかという危惧も一面持ったりもするわけです。そういうふうな、その観点も今後出てくるのかなという気もいたしますので、請願者におかれましてはですね、そうした常に全体のそうした今後まだ解消されていない火災の危険地域ということの解消に向けた意味でも全体観に立った、そうした構想もしっかりと行政とタイアップして練っていただいくこと、そのうち姿勢を、堅持をますます強めていただきたいとこのような要望を出したい、したいところでございます。何かあれば。

紹介議員 岡部 透

御指摘のとおり、あの場所だけではないんですよ、例えば樽屋町なんかの通りにしても、ほとんどの所有地が個人の土地であるということでもう一回道路の再現をすることはどうなのかと。ただ行政の方の協力があっけきちんとしたアクセスがとれればですね、例えば今の永楽広場、こういったものと合わせて大きな 空地というのをとれますし安全・安心という立場の中では非常にいいものができるんじゃないかなというふうに考えています。ただし、今の本町商店街、あるいは東まち商店街の周辺部にもですね、私、消防署に行き確認しましたが最重点危険区域っていうのはかなりまだ残されておりますので、ぜひ行政の方で見直す、この市街地のプランにですね、やっぱりそこまで考えた上での企画調査をお願いしたいものだというふうに考えております。

委員長

他に質疑ありませんか。

(他に質疑なし)

それでは紹介議員に対する質疑を終結いたします。岡部議員、本日はお忙しいところありがとうございました。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

人見委員

この請願にもかかわる要するにおおもとの中心市街地の活性化に向けての計画策定の作業に入る、入らないの、何か記事があった、また話があったと思うんですが、現実、どのような、行政としてこの中心市街地のまず大枠としてのとらえ方、作業の過程にあるのかそのあたりいかがですか。

商工観光課長

現在、中心市街地の活性化基本構想の策定に向けて契約のための準備を進めているところでございまして、この火災跡地だけでなく、中心市街地の活性化のために取り組んでいきたいと考えています。

人見委員

それは基本構想から、ある意味では基本計画、実施計画へと流れていくんでしょーとは思いますが概要でいいですが、スケジュールというか、どのように、構想の策定期間はこの時点で、その次はどうだという、そういうような公表できるスケジュール案というのはお持ちなんですか。

商工観光課長

現在進めています中心地市街地活性化基本構想につきましては、今年度末までに構想案をつくりまして、来年度この基本計画につきまして進めていきたいというに考えております。来年度中に国の認定が必要でございますので、それに向けて進めていくというふうに考えております。

人見委員

わかりました。それはもう全体の中での話ですから、いいのですが、この請願に限っていいますと、まずはこの高齢者用のアパートというか住宅の建設、その可能性を調査することということで請願の趣旨はそうなるんだろうと思うんです。ここにも、先ほどの紹介議員のお話もありましたように、この永楽広場が市有地だと、そして今回被災者の会の個人の私有地がある。これを一体にという話がある。で、このあたりで市有地と私有地の絡みの中でいうと、要するに市有地を活用するとなれば私有地を買収するのかと、そこに立ち上がる建物は当然賃貸アパートになるのかと、このあたりは、私はそうなるのではないかなと思うんですが、そういう認識でいいんですかね。この請願の趣旨からしたら。

経済部長

この火災跡地の具体的な今後の整備計画につきましては、ただ今課長がお答えいたしましたように、中心市街地活性化基本構想を策定する段階で具体的にどういった有効な策があるのかというのは検討しながら、具体化に向けたプランを示していきたいというに考えておりますが、その1つの案といたしまして今委員が御指摘されてるような構想をですね、高齢者向けの住居スペースにすると、そして1階2階、これはどのようになるかわかりませんがそういった部分についてはいわゆる中心商店街でありますから商業スペースとして確保しながらというふうなプランもあるかと思えます。これにしましては具体的に民間の力を使って整備をするのか、それとも公が主体的に整備をやるのかということによって、大きく変わってこようかと思えます。こうしたことにつきましては中心市街地活性化基本計画を策定する段階で有効な補助金制度を活用しながらでしか実施することはできませんので、どういった補助金がこういったケースには活用できるということも踏まえながら今後構想を策定する段階で詰めていきたいというように考えております。

人見委員

まさに年度末の基本構想ができ上がる、少なくともかかわりが十二分に、この請願はあるだろうと思うんですね。この請願が議会で採択をされるということになればですね、その構想の中にも当然のことながらこの請願の趣旨にのっとった何がしかの絵が入り込まないと、基本計画の段階には入っていけないのではないかと。これがこのように請願の趣旨にのっとったような構想なり基本計画になるということが他の同じ中心市街地を形成する東町、本町の大半の、の商店街の構想にもかかわってくる話だろうと、このように認識をするんですけれどもそのような認識で構いませんか。

経済部長

委員御指摘のとおりでございます。現在、国の経済産業省国土交通省が進めております、まちづくりの方向性というのはまさにコンパクトシティであります。そうした中で街なか居住の推進というものを1つの政策、方向性としてございますので、そうした中で今回私どもが策定をしようとしております中心市街地の活性化基本計画もそういったものを基本に据えながら整備計画を作成していきたいというふうに考えておりますので、そうした中では先ほど紹介議員からも御指摘のございました安心・安全のまちづくりという視点もですね、しっかりと見せた整備計画を策定していきたいと考えております。

人見委員

さすれば、この年度末までの基本構想の策定という限られた時間の中でですね、この請願の取り扱い、これを12月議会においての採択と言う形で全体構想という年度末の完了までに時間的に間に合うのか。どのようにお考えでしょうか。

経済部長

商工観光課長がお答えいたしましたように、一応今年度末をもってですね基本構想については何とか取りまとめしていきたいというふうに考えております。しかしながら、先ほどからお話していますように具体的な整備計画も、いわゆる官がやるのか民がやるのかということが大きな方向性を定める選択肢になりますので、その辺を見きわめながらする必要がございますから、計画により具体性を持たせようとするならば、時間がかかるだろうというのは予想いたしております。そうでありませども、一応3月末を1つの目途としながら作業を進めていきたいというふうに考えております。

人見委員

しつこくなっただけとはいけませんが、この構想段階でこの請願の趣旨を反映をさせる、その必要性がどこまでもあるとすれば限りなく急がなければならない。さりとて構想の段階ではまだそこまでの大きな結論を得るまではなくても少なくとも基本計画の次年度の基本計画の策定の段階で、その時点できちんと具体的な姿がおさまっていけばいいんだと、このような解釈もありうるのかなと思うんですが、そこを今一度お御答弁願えたらと思います。

経済部長

委員御指摘のとおり、あくまでも中心市街地の活性化基本計画を策定し、国の認可を受けるというのが目的でありますので次年度、平成22年度以降に着手いたします基本計画の中で、これはいわゆる計画倒れになるような中身では国の認可を受けることはできません。しっかりとした現実性・実現性のあるものというふうに限定をされておりますので、そういった中で明らかに例えば、この火災跡地にこういったものを整備をするんだという明らかなものがそこに出てくる必要があります。でありますから計画の段階ではそうした確固たるものとしてしっかり明記しなければならないということでありませども、今年度末までに策定いたします構想はあくまでも方向性を示す程度というふうに考えております。

人見委員

いま一度確認を、基本計画の策定期限をどこに置いておられるのか、いま一度、答弁願って私の質疑は終わりたいと思います。

商工観光課長

先ほども答弁いたしましたように、今年度中に基本構想を作成いたしまして、来年度、先ほど経済部長が申しましたように国の認可が必要なので平成22年度にこの基本計画を策定したいというふうに考えております。

芳野委員

一言だけ言わせて下さい。老人専用の高層住宅の建設ですか、これの企画とか調査されることには全然異論はないんですが、飯塚の中心商店街の活性化という名のもとにね、安易な形の中で進めていただくというのはどうしてもやめていただかないかんと思うんです。今、市は行

財政改革、お金が足りずにきゅうきゅう言ってる中に中心市街との活性化という、これは美名と言ってはおかしいんですけど、これがあれば何でもいけるんじゃないかとか、そういうようなことではなくて、非常にシビアな形でね、やっていただくように要望いたしておきます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:01

再開 11:31

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。本件は慎重に審査をするということで継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「オートレースの運営について」を議題といたします。「売上額および23入場者の状況等について」執行部の説明を許します。

事業管理課長

平成21年度売上額及び入場者の状況について、お手元に配布しています「平成20・21年度売上額及び入場者比較表」により、平成21年10月19日までの本場開催57日間の状況について、ご報告いたします。売上額につきましては、117億7千119万1千円で、平成20年度と比較しますと、17億930万円、率にして17.0%の増となっています。入場者数につきましては、225千948人で、平成20年度と比較しますと、30,617人、率にして15.7%の増となっています。この売上額増の主な要因といたしましては、4月25日から29日まで開催いたしましたSG第28回オールスターオートレースと、10月までの開催日数が前年より7日間多いことが影響していると考えています。開催日数も異なり、比較が難しいことから、表の小計欄の下に一日平均の売上額及び入場者数を記載しています。売上額につきましては、21年度は、約2億651万円、20年度は約2億124万円で、約527万円、率にして2.6%の増となっています。本場入場者数については、21年度は、3,964人、20年度は、3,907人で、57人、率にして1.5%の増となっております。

次に、第7回2節飯塚オートレース開催中における事故についてご報告いたします。

9月27日(日)第7レースの1周回2コーナーにおきまして、スリップによる5車の落車事故が発生いたしました。内4名の選手は直ちに病院に搬送いたしましたが、大事には至りませんでした。しかしながら、伊勢崎オートレース場所属の永井選手につきましては、競走会医務室で緊急処置を施しましたが、心肺停止の状況のまま、飯塚病院に収容され医療処置が取られましたが、頭蓋骨骨折等により、同日16時7分にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。常日頃から公正・安全をモットーにレースの開催に心がけてまいりましたが、このような事故が再び起きないように、改めて関係者一同、努力して参る所存でございます。ファンからの苦情等については、当日から翌日にかけて、TV・新聞等の報道によるものと思われませんが、数件のご意見、問い合わせがありました。特段、大きな苦情はありませんでした。

最後になりますが、今月1日より12月4日までの約1ヶ月間、第31期選手候補生の募集を行っております。応募書類につきましては、事業管理課、西日本小型自動車競走会で準備しています。

委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に「産業振興について」を議題といたします。「企業誘致に関する状況 活動等につい
て」執行部の説明を許します。

企業誘致推進室長

企業誘致に関する名古屋事務所での活動状況につきましては、7月29日の委員会で報告を
させていただきましたが、その後の状況、活動等についてご報告させていただきます。

名古屋事務所につきましては、お手元に配布しております資料のとおり、7～10月の4ヶ
月間に計12件の新規企業を含む合計23件の企業と、計9件の団体等を訪問しております。
また、合計11件の来訪団体の対応を行っております。状況と致しましては、昨年度からの世
界的な経済危機によって依然として東海地区は大きな打撃を受けており、最近の報道では、一
部ハイブリット車を中心に売りが好調であると伝えているとは言え、まだまだ厳しい状態
が続いております。また、愛知県では依然雇用の状況も大変厳しく、有効求人倍率を見ますと、
昨年9月1.50倍だったものが、本年9月には0.50倍と激減している状況で、人が余る状態と
なっております。人材という観点から見ても、企業誘致が大変厳しい状況であることは間違い
ありませんが、元来、ものづくり企業の分厚い地域でありますので、自動車以外の業界も含め、
引き続き粘り強く誘致活動を展開してまいりたいと考えております。九州においては、九州経
済産業局が2009年1月から6月までの工業立地動向調査の上半期分の速報を出していますが、
立地件数は調査を開始した1980年以降で最小の47件で、県別では福岡県が17件と
なっています。経済産業局では、「世界的な金融危機の影響で企業が設備投資を控えたもの」
と分析しています。このように企業誘致は非常に厳しい状況にはありますが、飯塚市におい
ては6月議会以降、工業用地に関する問い合わせが複数あっており、その用地規模にあわせ、市
内の工業団地等の紹介をしております。すぐに立地ということではなく情報収集のような感触
ではありますが、将来の立地を視野にいれた問い合わせのようでありますので、誠意を持って
対応し、企業誘致に努めたいと考えております。

なお、本年度、実施予定のインフォメーションセミナーについてですが、いろいろ検討しま
したが、景気回復の先行きが不透明で投資意欲の冷え込んでいる状況の中、東海地域において
東北地方の県レベルでのセミナーはいくつか開催されていますが企業の参加状況は芳しくなく、
この時期に飯塚市がセミナーを実施してもその効果(参加企業の増加、立地希望企業の発掘な
ど)が期待できないと判断し、本年度の実施を見送ることとしました。近隣では、福岡県、福
岡市、北九州市はいずれも平成21年度名古屋での実施を見送るとしてあります。以上簡単です
が、報告を終わります。

委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

吉田委員

ちょっとお尋ねします。市長にお聞きしたいですけど、この企業訪問件数、団体等訪問件数
ってありますけども、この数なんですけどね、私もどのくらいが適当かわからないんですけど、
数字みましたら、これ1ヶ月間ですよ。このくらいの数字でいいんでしょうかね。私は少し
少ないんじゃないかなと思うものですから市長の思いはいいかがでしょうかと思ひまして。
即、市長にお答えを要求して申しわけないんですけど、どんなふうにかこれ見られて思われたか
なと思ひまして。

経済部長

私のほうからですね、企業訪問の現状を御説明させていただきたいと思ひます。名古屋に事

務所を開設いたしております当市であります、今、近隣の市町の企業誘致の状況ですね、これをご説明させていただきますと、お隣の市さんにつきましては月に1度、名古屋に定期的に担当者を出向かせておられます。その際ですね、どういう手だてで行かれてるかとお申しますと、電話でアポ入れをされましてもなかなか会っていただけないという状況で名古屋まで来たものの、結局回るところがないと、飯塚市の名古屋事務所にお見えになりましてどういったところに回っておりますかというような敵前の情報を収集されているというようなことであります。私どもの場合はとにかく訪問させていただく企業様には、その会社の代表者、社長、副社長こうしたレベルの方とお会いするような場を設定して会社訪問、企業訪問をさせていただいております。でありますから、担当者レベルの課長さんであるとかそういったことでなく、企業さんのトップとはお会いすることによって企業の進出をご検討いただくというような誘致活動を進めております。でありますから通常の他の自治体がですね、やっているような、とにかく企業訪問して担当者の課長さん、営業の担当者と会って帰ってくるというような、ちょっと言い方御幣があるかもしれませんが、いわゆる中身の薄い企業訪問はいたしておりませんので、こうした数になっているという現状だけ御説明をさせていただいておきたいと思っております

市長

数は少ない、実際に9月などは団体のほうは0でございますけれども、営業活動というものは吉田さんもやられたことと思っておりますからお分かりと思っておりますけど、やはり人の人間関係またそういう冷え込んで行くことによってその経済情勢が戻ったというような、そういう流れの中でまた話ができるのがやりやすくなるわけでございます、よくなったから行ってと言うことじゃあないと思うわけですね、だからやはりその前にそういう人間関係を作っておく。また今部長が説明しましたようにやはりそのトップに会えるチャンスを作ることが、決裁また判断の中において大きくそこに影響するものと思うわけでありまして、もちろん担当者のレベルで会うという形であればもっと数はふえるんでしょうけれども、そういうところではなくてやはりトップと会うことによってその後の、よくなったときの、営業活動があつてスムーズにいくという思いの中で、数では御不満をお持ちと思っておりますけども中身の濃い活動の中で、また我々もそういうところを探しながら電話等で依頼はしてますけれども、それこそ皆さんの方でお知り合いがございましたが、御連絡いただいた中で訪問していきたいと思っておりますのでお力添えのほどよろしくお願いいたします。

吉田委員

ただいまの御説明を聞かしていただきまして、大体理解はできました。中身が非常に濃くやっていると。大変な時期でしょうが更なる御努力をお願いしたいと思います。

江口委員

企業誘致ではないんですが、商店街活性化法の認定の件が報道なされました。その部分についてどういった形で進んでいくのか、その点をお聞かせ願えますか。

商工観光課長

商店街の新法の関係でございますけども現在本町商店街が経済産業省の方に申請いたしまして認定を受けております。実施主体はあくまでも本町振興組合が実施主体でございます、今後、本町の現在のアーケードに雨漏り等がございますしてアーケードの改修等に取組まれるということでございます。このアーケードだけでは事業の対象になりませんので、長崎街道を活用した観光、それから賑わい創出のための事業等も含めて実施をされていくということになっております。

江口委員

新法に対してですね、市としてどのように取り組んでいかれるのかこの本町の認定においてどのような役割を果たしてこられたのか。その2点をお願いします。

商工観光課長

この本町の活性化の分につきましては、商工会議所と連携をしながら申請書の支援等を行ってきたところでございます。市に対しましては経済産業省の方から意見書というものを求められますので、その中で今後事業の推進について推進するよとということでの記載をさせていただいてるところでございます。

江口委員

本町は認定になってるわけですが、ほかにも商店がいっぱいあるわけですね、それぞれについて例えばこれこれこういう新法ができると、そういった情報提供した上で、その中で本町さんが手を挙げて商工会議所と協力を得ながらやったという経緯なのか、それとも市は特段情報提供とかやっていないんだけど本町の方が独自に情報収集をしてそして手を挙げたんだと、それについて意見書等で回ってきたので市としての協力をしているというスタイルなのか、どちらであるのでしょうか。

商工観光課長

この新法につきましては経済産業省のほうから商工会議所、市のほうにも説明にこられました関係もありますので商工会議所と一緒に地元の商店街の方には情報提供をしておるところでございます。その結果で本町の方でこの採択向けの申請があったということでございます。

江口委員

もういっぺん確認をしますが、各商店街に対して情報提供はやったと。それに対して本町のみがこの認定に素早く動いたという理解でよろしいですか、この商店街というのはあくまでも旧飯塚市ではなくいろんな商店がありますよね、それを含めて情報提供は済んでいるという理解でよろしいですか。

商工観光課長

この情報提供につきましては商店街の理事会の中での情報提供でしかございませんので周辺の商店街等につきましては情報提供を行っておりません。

江口委員

やはりですね、きちんとその分も配慮をしないとなぜうちにはというのがあるんだと思います。きちんとした配慮をお願いをしたいと思います。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(他に質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。「鯉田工業団地造成の進捗状況について」執行部の説明を許します。

土木建設課長

鯉田工業団地の進捗状況について報告いたします。10月末現在での進捗率でございますが、地盤改良工が100%完了し、切土や盛土の土工事が約95%、雨水の排水管等が約85%、道路構造物等、舗装を含んでおりますが約50%の進捗率となっており、全体では約85%程度の進捗率であります。なお、現在のところ変更の事案はありません。

委員長

説明が終わりましたので質疑許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から4件について報告をしたい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「請負契約について」報告を求めます。

上下水道局次長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料により
報告いたします。

今回報告いたします工事は、「鯉田地区 汚水管渠 布設(1工区)工事」他3件の工事であり
ます。入札執行状況につきましては、条件付一般競争入札では、業者選考委員会において、
条件付き一般競争入札 実施要領 及び運用基準に基づき 要件等を付して入札を行い、
指名競争入札では、業者選考委員会において、建設工事 指名競争 入札参加者 指名基準によ
りまして、その有資格者の中から、当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない業
者を選考の上指名いたしております。資料1ページの、「鯉田地区汚水管渠布設(1工区)工
事」は、土木1ランク工事でございます。9月7日に条件付一般競争入札を行い、その結果は、
予定価格63,133,350円に対しまして、落札額52,393,950円、落札率82.98%で「有限会社
大道工業」が落札いたしました。

次に、資料2ページの、「殿浦ポンプ場 改築(電気)工事」は、電気工事でございます。9
月14日に指名競争入札を行い、その結果は、予定価格75,796,350円に対しまして、落札額
64,425,900円、落札率84.99%で「住友電設 株式会社」が落札いたしました。

次に、資料3ページの、「鯉田地区 汚水管渠 布設(2工区)工事」は、土木1ランク工事
でございます。9月28日に条件付一般競争入札を行い、その結果は予定価格65,447,550円に
対しまして、落札額54,400,500円、落札率83.12%で「有限会社 平成産業」が落札いた
しました。

次に、資料4ページの、「楽市水源地～堀池浄水場 導水管布設替(3工区)工事」は、管
水道工事でございます。10月13日に指名競争入札を行い、その結果は、予定価格56,560,350
円に対しまして、落札額50,841,000円、落札率89.88%で「株式会社 平山設備」が落札い
たしました。以上、工事請負契約の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「工事請負契約について」報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております工事請負契約報告書により報
告いたします。今回報告をいたします工事は、勝盛公園改良(園路広場等整備)工事ござい
ます。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき
まして、業者選考委員会において、土木一式工事の 等級に格付けされる要件等を決定し、
9月11日に入札公告を行い、10月6日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、入札参加業者8者による入札の結果、予定価格5,511万
8,700円に対し、落札額4,684万9,950円、落札率84.99%で、有限会社綱脇組
が落札しております。今回の入札につきましては、7者の同額応札があり、地方自治法施行令
第167条の9の規定に基づく、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。以上簡単

ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「行財政改革の取り組みについて」報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

行財政改革の更なる取り組みといたしまして、行財政改革実施計画の第一次改定版の策定に取り組んでおりますが、課及び職員等から提案募集し、所管部署と協議・調整を行い、中間素案(たたき台)を作成いたしましたので、ご報告いたします。

なお、この中間素案(たたき台)は、市民や議会の皆さん、また行財政改革推進委員会の意見・提言をお聴きするために作成したものでございます。

配付いたしております資料で、「飯塚市行財政改革実施計画(第一次改定版(中間素案))」をお願いいたします。タイトルの下に、「市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市の実現に向けて」と記載いたしておりますが、行財政改革は財政基盤を建て直し、将来のまちづくりにつなげるために行うものでございますので、サブタイトルをつけさせていただいております。

1 ページをお願いいたします。「これまでの取り組みによる成果と課題」を記載いたしております。

2 ページをお願いいたします。「第一次改定版策定の趣旨」について記載いたしております。

3 ページをお願いいたします。「本市の財政状況及び今後の財政見通し」を記載いたしておりますが、今後の財政見通しにつきましては、現時点ではまだ作成いたしておりません。関係各課と協議を行い、早期に作成してまいりたいと考えております。

5 ページをお願いいたします。「4」に「第一次改定版策定の基本的な考え方」を記載いたしておりますが、で、危機的状況にある財政を建て直し、本市が目指す活力・魅力あるまちづくりにつなげるために策定する旨記載いたしております。では、現実実施計画を基本として、現行推進項目の上乗せや新たな推進項目の追加などを行う旨記載いたしております。では、できる限り市民負担増とならないように行政内部の改革を中心として検討を行う旨記載いたしております。では職員一人ひとりが更なる意識改革を行うとともに、適時市民の皆さんに情報提供し、意見等を聴きながら検討を行う旨記載いたしております。

「5」に「第一次改定版の計画期間」を記載いたしておりますが、現行の実施計画の計画期間である平成 22 年度を 3 年間延長し、平成 25 年度までの 5 年間で計画期間といたしております。

「6」に「数値目標」を記載いたしておりますが、本市が目指すまちづくり施策が展開できるように、平成 25 年度までに単年度の財政収支を黒字化することを目標としております。また、市町合併の特例である「合併算定替」が平成 28 年度から 5 年間で逡減し平成 33 年度から「一本算定」になり、約 26 億円程度地方交付税が削減されることから、国の動向等も注視しながら、必要な時点で改めて数値目標を設定することといたしております。

「7」に「推進体制と進行管理」を記載いたしておりますが、これまで同様に行財政改革推進本部を中心として全庁的に取り組むとともに、行財政改革推進委員会に報告し、点検・評価を受け適切な進行管理を行なうとともに、市民の皆さんには市報やホームページ等で広く公表していくことにいたしております。

6 ページ以降に現時点における個々の推進項目を記載いたしております。なお、経済建設委員会所管の推進項目及び全ての常任委員会に関わる推進項目につきましては、別に資料を配付いたしておりますので、その資料によりご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。「 1」の「清掃、警備等委託の見直し」でございますが、

公共施設の維持管理につきましては、清掃、警備、保守点検等について民間委託を行っていますが、施設ごと又は所管課ごとに委託契約しているのが実情でございます。市内中小企業者の育成、受注機会の確保等の観点を踏まえながら、可能な限り一括して委託契約したほうが、より事務の簡素化、経費の縮減につながることから、発注方法の見直しを検討することといたしております。「 2」の「長期継続契約の検討」でございますが、地方自治法の改正により、役務の提供などを受ける契約で条例を定めることにより、長期継続契約を行うことが可能となりましたので、条例化について検討を行うことといたしております。「 3」の「民有地等借地の見直し」でございますが、公共施設用地等として借地料を支払っているものがございますが、これまでの経緯、利用実態等を勘案しながら、その必要性について検討を行うことといたしております。「 4」の「飯塚オートレース場運営の見直し」でございますが、平成 22 年度から交付金の返還が始まることから、場外車券売場の開設など更なる経営改善に努め、直営での継続を図ることといたしております。なお、収支改善の見込みが立たないと判断したときは包括的民間委託を導入することといたしております。「 5」の「書籍による例規類集等の廃止」でございますが、例規類集はすでにデータベース化しており、廃止を検討するとともに、法令集等の追録につきましても廃止の方向で検討することといたしております。「 6」の「その他業務等の見直しによる削減」でございますが、課、職員からの提案等されたもので、(効果額が小額なものなど)個別の推進項目に掲げていないものをまとめて掲載したものでございます。「 7」の「事務事業について数値目標の設定」でございますが、後でご説明いたします「行政評価」と重なる部分がございますが、行政経営という視点に立った中で、全ての事務事業について数値目標を掲げ、目標に向かって、常に検証し、改善を加えながら取り組んでいくことが必要であることから、数値目標を設定することといたしております。「 8」の「補助金等の見直し」及び 2 ページ「 9」の「会費・負担金の見直し」でございますが、補助金、負担金等につきましては、長期化による既得権化などの課題を抱えているものが見受けられますことから、第一次改定版策定と並行して協議・検討を進め、見直しを図っていくことといたしております。「 10」の「職員の公共施設駐車場利用の有料化」でございますが、平成 21 年 5 月から本庁勤務の職員に対しまして、駐車場有料化を行っておりますが、支所等におきましても早期に有料化を図っていくことといたしております。また、小・中学校におきましても、有料化の方向で検討を行うことといたしております。「 11」の「企業誘致の推進」でございますが、雇用拡大、定住人口や税収の増加が期待できることから、工業団地への企業誘致を積極的に推進することといたしております。「 12」の「予算編成制度の見直し」でございますが、より効率的・効果的な予算執行を行うことが必要でございますので、行政評価制度の導入検討と合わせまして、予算編成制度の見直しについて検討することといたしております。「 13」の「事務事業の仕分け(事務事業総点検)を活用した行政評価制度の導入」でございますが、厳しい財政状況の中で、これまでどおり行政サービスの水準を維持・継続することが困難な状況になっており、PDCA サイクルに沿い、点検を通じて出された結果を予算や計画に反映させるために、事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入を検討することといたしております。「 14」の『「公共施設等のあり方に関する実施計画」に基づいた計画的な実施』でございますが、実施計画で示しました方向性について、市民の皆さんのご理解・ご協力を求めながら計画的かつ着実に実施することといたしております。「 15」の「飯塚リサーチパークの一部について用途地域指定の見直し」でございますが、現時点で 5 区画が売れ残っているのが現状であり、住宅団地への変更や分譲対象業種の拡大等について早期に検討を行うことといたしております。「 16」の「市に事務局がある公共的団体等のあり方見直し」でございますが、関係団体と協議を行いながら、自主・自立的運営を目指した体制の構築について検討を行うことといたしております。3 ページをお願いいたします。「 17」の「地方公営企業の経営健全化」でございますが、民間活力の導入等企業のスリム化を図りながら、更なる

経営健全化に向けた取組みを行うことといたしております。「18」の「外郭団体等経営改革プランの策定」でございますが、外郭団体等を取り巻く情勢が大きく変化する中で、市と外郭団体等との役割分担や、人的・財政的関与のあり方を抜本的に見直すことが必要であり、市の取り組むべき事項を明確にしながら、経営主体である団体が自主的に改善・改革を行うことが必要であることから、経営改革プランの策定について協議を行うことといたしております。

「19」の「イベントなどの見直し」でございますが、同一生活圏域である隣接自治体において、本市と同種のイベント等を横並び的に実施している場合は、合同開催の是非などについて関係自治体等と協議を行うことといたしております。「20」の「市民総合窓口(ワンストップサービス)等の導入」でございますが、市民窓口の利便性向上の観点から、諸証明の発行窓口の一本化、相談窓口の充実など、総合窓口化について検討を行うとともに、共通申請書の導入などによる手続きを含めた様式の簡素化を図ることといたしております。「21」の「フロアマネージャー制度の導入」でございますが、窓口業務の更なるサービス向上を図るため、本年7月から本庁1階ロビーにフロアマネージャー1名を配置し試行実施いたしておりますが、施行期間中における課題等を検証しながら、平成22年度から本格導入することといたしております。「22」の「地域向け補助金の一本化の検討」でございますが、地域コミュニティ構築のため、各地域において「まちづくり協議会(仮称)」の設立準備が進められております。現在、地域内の市の業務を補完等していただいている団体などに個別に事業費補助金等を支出しておりますが、各地域の実情等に応じた自主・自立的な市民活動ができるように、地域向け補助金を一本化するなど、補助金交付のあり方について検討を行うことといたしております。

「23」の「自動販売機設置の見直し」でございますが、公共施設等に設置しております自動販売機につきましては、一部を除いて貸与先から使用料等を徴収いたしておりますが、協働のまちづくり、地域コミュニティの構築に積極的に取り組んである地域団体や市の業務を補完している団体等に自主・自立した事業運営を支援する必要があることから、関係施設における自動販売機の敷地を無償貸付けすることにより、その販売手数料を当該団体の収入にし、自主財源の一部として活用できるように検討を行うことといたしております。また、地域団体等とあまり関係がないような施設につきましても、設置事業者の公募・入札等の可否について検討を行うことといたしております。4ページをお願いいたします。「24」の「附属機関である審議会等委員の報酬の見直し」でございますが、県内自治体における報酬額を参考にしながら、改定の是非について検討を行うことといたしております。「25」の「プロジェクトチーム等の設置の検討」でございますが、行政需要に迅速かつ適切に対応していくためには、部門を越えた横断的な政策研究チームが必要になることが予想されることから、プロジェクトチーム等の設置について検討を行うことといたしております。「26」の「課内グループ制の検討」でございますが、限られた人材を柔軟かつ効率的に活用するため、従来固定した係に代え、課等の分掌事務をより効率的に行えるように随時グループを設置また再編し、加えて職員の業務分担の補完体制がスムーズにできるように、課内グループ制を検討することといたしております。「27」の「定員適正化計画の策定・実施」でございますが、全ての事務事業の整理・合理化、公民連携の推進、組織の合理化、職員の適正配置の観点から定員適正化計画を策定し、順次実施することといたしております。なお、平成26年4月の時点で職員数を平成21年度当初と比較して12.9%(130人)削減することを目標といたしております。「28」の「職員の横断的かつ弾力的な活用」でございますが、小・中学校、幼稚園等の長期休業した期間、勤務職員は、施設の保守点検・修繕、研修、カリキュラム作成等を行っておりますが、職員を削減する中におきまして、繁忙期である部署もあることから、可能な限り応援体制がとれる横断的かつ弾力的な活用ができる仕組みについて検討を行うことといたしております。次に『実施計画で未実施の推進項目』についてご説明いたします。「29」で「実施計画で未実施の推進項目の検討」を掲げておりますが、現実実施計画の推進項目で実施しなかったものにつきましては、

本市が目指すまちづくりの方向性を念頭に置いた中で、地域における経済状況や国の動向等を勘案しながら実施の是非について検討を行うことといたしております。

以上が第一次改定版の中間素案(たたき台)の内容でございますが、今後におきましては、財政見直しをはじめ、推進項目の実施予定年度等につきまして、関係各課等と協議・調整を行うことといたしております。今後、財政見通しの作成や推進項目の趣旨が大きく変わるような加除修正等があれば、再度配付等をさせていただきたいと考えております。

なお、今後におきましては、パブリックコメントに倣って市民意見募集を行い、市民、議会の皆さんからのご意見、また、行財政改革推進委員会からの意見・提言書を参考にさせていただきながら、11月下旬から12月上旬を目途に第一次改定版を策定することといたしております。以上、簡単ではございますが、「行財政改革の取組みについて」報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「災害現金等について」報告を求めます。

会計課長

災害義援金等について報告いたします。平成21年7月24日からの豪雨による災害に伴う災害義援金等につきましては、先日の委員会で報告をしておりましたが、その後県の義援金等が寄せられ10月13日現在で義援金4,810,652円、寄付金4,904,000円、預金利子45円、合計9,714,697円となっております。義援金4,810,652円の用途及び配分については、10月15日に災害義援金品等配分(用途)検討委員会が開催されました。委員の構成ですが、市の幹部(部長)6名と市民代表として自治会、農業委員会、商工会議所、商工会、社会福祉協議会の各代表5名で構成されています。委員会では県の配分基準を参考とし、全壊家屋を中心に義援金の用途・配分が決定されております。内訳といたしまして全壊家屋の解体費用充当分として2,782,500円、全壊家屋に居住していた5世帯に対し見舞金1世帯あたり300,000円(合計1,500,000円)を配分、残額528,152円につきましては浸水地域への災害用資機材備蓄費に配分することとなっております。以上簡単ですが、災害義援金等について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。